

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 12 月 14 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600174号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600087号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を20万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私のA社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が確認できない。賞与明細書を提出するので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書並びに元同僚から提出された賞与明細書及び給与振込口座の預金取引明細により、請求者は、平成15年12月25日にA社から賞与の支給を受け、標準賞与額20万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料につき納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600159号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600084号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

私のA社に勤務していた期間のうち、平成17年7月に同社から支給された賞与の年金記録がない。しかし、私は、当該賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与について、「賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している。

また、B市から提出された請求者の「給与支払報告書(個人別明細書)」により、平成17年にA社が支給した給与の支払金額及び社会保険料控除額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与の振込額を確認できる預金通帳を所持していない上、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、「保存期間経過により、請求期間に係る請求者の預金口座に関する記録はない。」と回答している。

このほか、請求者は請求期間に係る賞与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600160号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600086号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私のA社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び賞与支払届提出の有無について、関係資料を保存していないため、いずれも不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を確認できる賞与明細書を所持していない上、請求者が請求期間当時のA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関の預金通帳を所持しておらず、その金融機関名を明らかにしていないため、請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

さらに、請求者の住所地のB市は、請求者の請求期間に係る市民税等の課税関係資料については、保存期間経過により保存していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600162号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600085号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月5日

私のA社に勤務していた期間のうち、平成15年12月5日に同社から支給された賞与の年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について、貸金台帳等の資料を保存していないことから、不明である旨回答している。

また、C市から提出された請求者の課税資料により、平成15年の年間の給与収入額及び社会保険料額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求期間に係る賞与支給額及び当該賞与からの厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与の振込額を確認できる預金通帳を所持していない上、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、「保存期間経過により、請求期間に係る請求者の預金口座に関する記録はない。」と回答している。

このほか、請求者は請求期間に係る賞与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。